

令和8年度指定障害児通所支援事業所選定公募 質問に対する回答書

番号	質問事項	回 答
1	現時点では法人を設立しておらず、認可後に速やかに法人を設立する形でも応募・受付は可能でしょうか。	公募要領2-(1)-③に記載のとおり、法人設立予定であれば応募可能です。
2	現時点で事業所として使用予定の物件が未定の状態でも、応募は可能でしょうか。	物件が未定の状態でも応募可能です。公募要領3-(3)-④に記載のとおり、事業予定地が決まっている場合は事業予定地の平面図の提出をお願いします。
3	事業予定地の平面図について、物件が未定の場合、提出不要との認識でよろしいでしょうか。 提出が必要な場合、想定レイアウト図等での代替が可能でしょうか。	物件が未定の場合、事業予定地の平面図の提出は不要です。
4	現状、未確定の職員がいる状況ですが、このような場合でも、予定として勤務形態一覧表を作成し、提出することで受理いただけますでしょうか。	「予定」として作成、提出いただいて構いません。
5	未確定の職員について、「採用予定」として勤務形態一覧表を提出することは可能でしょうか。氏名未定の状態でもよろしいでしょうか。	「予定」として、氏名未定の状態で提出いただいて構いません。

6	<p>法人未設立の場合、「法人全体の組織図」等は設立予定で作成した資料でも提出可能でしょうか。</p>	<p>「予定」として作成、提出いただいで構いません。</p>
7	<p>提出書類に未確定事項が含まれる場合、一部項目が「採用予定」や「検討中」等の状態でも、応募書類として受付いただくことは可能でしょうか。</p> <p>また、提出後に内容の補足や差し替えが可能な範囲がございましたらご教示ください。</p>	<p>未確定事項につきましては「予定」としていただいで構いません。</p> <p>公募要領5・(2)に記載のとおり、応募に必要な提出書類に不備や不足があれば補正を依頼しますので、受付終了日までに再提出をお願いします。また、書類審査後の面談時に状況を確認する場合があります。</p>
8	<p>令和8年度中に事業開始との要件について、事業開始期限は令和9年3月末までと考えてよろしいか、または令和8年12月頃まで等期限が別途想定されていますでしょうか。</p>	<p>公募要領2・(1)-②に記載のとおり、令和8年度末までに事業開始が出来ることが要件となっております。</p>